

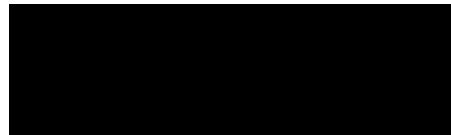
告 訴・告 発 状

令和7年9月5日

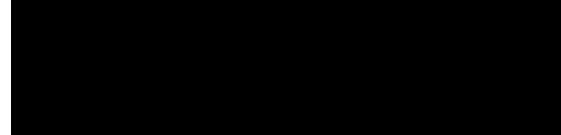
東京地方検察庁
検事正 竹 内 寛 志 殿

告訴・告発代理人 弁護士 德 永 信 一
同 弁護士 佐 ャ 木 海

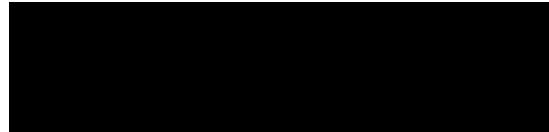
告訴人(事件1)



告訴人(事件2)



告発人(事件2)



告発人(事件3・4)

小笠原 裕

告訴・告発代理人 大阪市北区南森町1丁目3番27号
南森町丸井ビル6階

徳永総合法律事務所(連絡窓口)

弁護士 德 永 信 一

電話 06-6364-2715

FAX 06-6364-2716

同

港区赤坂二丁目 2 番 21 号
永田町法曹ビル 701
中山国際法律事務所
弁護士 佐々木 海
電話 03-5797-7723
FAX 03-5797-7724

被告訴人(事件1~4) 文部科学省文化庁宗務課長(当時)
山田 泰造

被告訴人(事件1) 文部科学省文化庁宗務課専門職(当時)
清水 旭

被告訴人(事件1) 文部科学省文化庁宗務課専門職(当時)
宮木 淳

被告訴人(事件2) 文部科学省職員(当時)
A(不詳)

被告発人(事件3) 文部科学省職員(当時)
B(不詳)

被告発人(事件4) 文部科学省職員(当時)
C(不詳)

※ 本書で告訴人とは、自身の陳述書を偽造された本人を被害者と見て、同
人による処罰要請がなされた場合に告訴人と呼び、それ以外のものを告
発人とする。また、被告訴人山田泰造は、被告発人を兼ねるが、被告訴人
とのみ表記する。

告訴・告発の趣旨

- 1 下記の告訴・告発の事実第2の2(事件1)に記した被告訴人清水旭、同宮木淳及び同山田泰造の所為は、有印私文書偽造罪(刑法159条1項)の共謀共同正犯に該当し、
- 2 下記の告訴・告発の事実第2の3(事件2)に記した被告訴人A及び同山田泰造の所為は、有印私文書偽造罪(刑法159条1項)の共謀共同正犯に該当し、
- 3 下記の告訴・告発の事実第2の4(事件3)に記した被告発人B及び被告訴人山田泰造の所為は、有印私文書偽造罪(刑法159条1項)の共謀共同正犯に該当し、
- 4 下記の告訴・告発の事実第2の5(事件4)に記した被告発人 C 及び被告訴人山田泰造の所為は、有印私文書偽造罪(刑法159条1項)の共謀共同正犯に該当し、
- 5 下記の告訴・告発の事実第2の6に記した被告訴人山田泰造の所為は、偽造私文書行使罪(刑法161条)に該当するところ、
- 6 有印私文書偽造罪は3月以上5年以下の懲役刑に処すべき犯罪であり、偽造私文書行使罪は 3 月以上 5 年以下の懲役刑に処すべき犯罪であり、いずれも厳正に処罰すべき重大な事案であると思料するので、迅速な捜査の上、厳重に処断されたい。

告訴・告発の事実

第1 当事者

1 告訴・告発人ら

告訴人の2名(告訴人 █ 及び告訴人 █)は家庭連合の元信者であり、告発人の2名(告発人 █ 及び告発人小笠原)は家庭連合の現役信者である。

2 被告訴・被告発人ら

被告訴人山田泰造、被告訴人清水旭及び被告訴人宮木淳(以上、事件1)、被告訴人 A(事件2)、被告発人 B(事件3)並びに被告発人 C(事件 4)は、いずれも文部科学省の職員である。このうち被告訴人山田泰造は、文化庁宗務課長(当時)であり、東京地方裁判所民事第8部非訟係に係属する世界平和統一家庭連合(以下「家庭連合」という。)に対する宗教法人解散命令申立事件(東京地方裁判所令和5年(チ)第42号。以下「本件事件」という。)の文部科学省の指定代理人を務めていた。

第2 告訴・告発の犯罪(有印私文書偽造罪、同行使)の事実

1 事件1 (告訴人 █ 名義の陳述書にかかる有印私文書偽造)

被告訴人清水旭及び被告訴人宮木淳は、東京地方裁判所に本件事件を申し立て、同事件の審理において証拠として提出する目的で、被告訴人山田泰造と共に、家庭連合元信徒の告訴人 █(陳述書作成当時 █ 歳)に対し、上記目的を告げることなく、█ 図書館の会議室において同人から聞き取りを行うなどして、令和 5 年9月20日までに、同日付けの陳述書案を作成し、冒頭の署名欄に告訴人 █ の署名押印を得てこれを完成させた(甲1-1)。

ところが、同陳述書には、同人が語っていない内容、例えば、「私の家系は、先祖の因縁により不幸になる。」とか「合同結婚式に参加することで先祖が犯した悪行も帳消しにすることができます」と聞かされ、「不安になり…そのような不安を解消するためにも、合同結婚式に参加することにしたのです。」とか、妻から「地獄に落ちる」などと言われ、恐怖心から多額の献金をしたり、薦められた物品を購入したりと言った恐怖感を植え付ける因縁話や、「統一教会は、私を含めた献金をむしり取られた人々に、早急に全額返金して、二度と同じことをしないように解散してもらいたいと願うばかりです。」といった解散を願うことが記載されていた。これらの内容は、告訴人 [REDACTED] の認識や記憶に真っ向から反するものであり、告訴人 [REDACTED] が任意に語ることも、その記載を漫然と見逃すこともあり得ないものであった(甲2の1~3)。

すなわち、本件事件の甲 H 第252号証として文部科学省が提出した告訴人 [REDACTED] 名義の陳述書は、その冒頭に告訴人 [REDACTED] の署名押印があるものの、同人の認識ないし記憶に反し、同人が語るはずのない内容を含み、逐一同人の確認を経ることなく作成されたものであり、被告訴人清水、同宮木及び同山田の共謀により、告訴人 [REDACTED] が語っていない内容を挿入するなどして、告訴人 [REDACTED] の署名押印を冒用して偽造されたものにほかならない。

2 事件2 (告訴人 [REDACTED] 名義の陳述書に係る有印私文書偽造)

被告訴人Aは、東京地方裁判所に本件事件を申し立て、同事件の審理において証拠として提出する目的で、被告訴人山田泰造と共に、家庭連合元信者の告訴人 [REDACTED] (陳述書作成当時91歳)に対し、上記目的を告げずに、令和 5 年11月頃、架電による方法で同人から聞き取りを行うなどして、同年12月23日付け陳述書の原稿を作成し、冒頭に同人の署名押印を得てこれを完成させた(甲1-2)。

ところが、同陳述書には、告訴人 [REDACTED] が語るはずのない内容、たとえば「[REDACTED] (代理人注: 告発人 [REDACTED]) に唆されて…」「[REDACTED] に頼まれて…献金した。」とか、自らの意思で献金の「返金を求めて集団交渉をしています。」といった記載があり、その上、「これ以上被害者を増やさないためにも、統一教会には解散してほしいと思っています。」といった解散要請の記載があり、これらの内容は、いずれも告訴人 [REDACTED] の真意に反するものであり、同人が任意に語ることはあり得ないものであった(甲3)。

すなわち、本件事件の甲 H 第268号証として文部科学省が提出した告訴人 [REDACTED] 名義の陳述書は、冒頭に同人の署名押印があるものの、同人の記憶ないし認識に反し、同人が語るはずのない内容が含まれており、逐一読み聞かせるなどの適正な確認方法を経ることなく、漫然と告訴人 [REDACTED] の署名押印を得て完成したものであり、被告訴人 A 及び被告訴人山田との共謀によって、告訴人 [REDACTED] の名義を冒用して偽造されたものにほかならない。

3 事件3([REDACTED]名義の陳述書に係る有印私文書偽造)

被告発人Bは、東京地方裁判所に本件事件を申し立て、同事件の審理において証拠として提出する目的で、被告訴人山田泰造と共謀して、元信者の [REDACTED] に対し、上記の目的を告げることなく、同人から聞き取りを行うなどして、令和5年7月22日までに、同日付け陳述書の原稿を作成し、同日、冒頭に同人の署名押印を得てこれを完成させた(甲1-3)。

ところが、同陳述書には、[REDACTED] の認識ないし記憶と異なり、同人が任意に語るはずのない内容が含まれていた。例えば、「娘の病気は先祖の怨念によるので解怨の必要性があるとして、先祖解怨献金…を促されました。」といった先祖の怨念にまつわる因縁話がそれである。これらの内容については、[REDACTED] が自ら語った内容ではないことを令和6年12月9日の証人尋問期日において明

確に証言している(甲4)。

すなわち、本件事件に甲 H 第18号証として提出された [] 名義の陳述書は、冒頭に [] の署名押印があるものの、その内容を読み聞かせるなどして同人に逐一確認させることなく、漫然と署名押印を得る方法(若しくは冒頭の署名を冒用して後から虚偽の内容を挿入する方法)によって作成されたものであり、被告発人Bと被告訴人山田との共謀によって [] の署名押印を冒用して偽造されたものにほかならない。

4 事件4([] 名義の陳述書に係る有印私文書偽造)

被告発人Cは、東京地方裁判所に本件事件を申し立て、同事件の審理で証拠として提出する目的で、被告訴人山田泰造と共に、家庭連合元信者の [] に対し、同人から聞き取りを行うなどして、令和5年7月12日付け陳述書の原稿を作成し、冒頭に同人の署名押印を得てこれを完成させた(甲1-4)。

ところが、同陳述書には、 [] の記憶ないし認識と異なり、同人が任意に語るはずのない内容が記載されていた。例えば、正体隠しの勧誘を受けたくだりで、創世記に出てくるアダムとエバの「エバ」を「イブ」と誤ったり、「『お兄さんを地獄から引き上げなければならない。』…などと言われました」とか、「私は、兄…が地獄で苦しんでいるのであれば助けなければならないと思い、…地獄から引き上げるために、…献金をすることに決めました。」といった因縁話による心理的強要がそれである。日本のキリスト教系教団の信者は、「エバ」を「イブ」ということはない(甲 5-1、甲 5-2)。この点、 [] は、家庭連合では「イブ」と言わないことを認め、陳述書にイブと記載されたことについては「その時はそう思ってたと思ってます。」「ちょっと記憶。」「記憶ない。」という意味不明の苦し紛れの言い訳をしている。また上記の因縁話については、令和 6 年

12月12日に実施された証人尋問で [REDACTED]自身が「自分の中では記憶ないです。」などと証言してその内容に覚えがないことを認めている(甲6)。

すなわち、本件事件に甲H第276号証として提出された [REDACTED]名義の陳述書は、冒頭に同人の署名押印があるものの、その内容を読み聞かせ等によって同人に逐一確認させることなく、漫然と署名押印を得る方法(若しくは冒頭の署名を冒用して後から虚偽の内容を挿入する方法)によって作成されたものであり、被告発人Cと被告訴人山田の共謀によって、[REDACTED]の署名押印を冒用して偽造されたものにほかならない。

5 事件5(被告訴人山田による偽造私文書行使罪)

被告訴人山田泰造は、偽造文書である告訴人らの陳述書(甲1の1~4)を、それが偽造文書であること、又は少なくとも偽造文書の可能性があることを知りながら、[REDACTED]及び[REDACTED]の陳述書(甲1の1及び甲1の3)については家庭連合に対する解散命令請求申立日である令和5年10月13日、[REDACTED]及び[REDACTED]の陳述書(甲1の2及び甲1の4)については令和6年1月22日、いずれもあえて真正に成立したもののように装って、これらの偽造私文書たる陳述書を本件事件が係属する東京地方裁判所民事第8部に対し、本件事件の書証(甲H第252号証、甲H第268号証、甲H第18号証、甲H第276号証)として提出し、以てこれらを行使したものである。

告訴・告発の理由

第1 有形偽造と無形偽造

私文書偽造の「偽造」は、名義の冒用であり、虚偽文書を意味する無形偽造に対する有形偽造といわれ、文書の作成者と作成名義人が異なる場合、作成

名義人自身の署名ないし押印があれば、同一性が担保され、名義の冒用すなわち有形偽造にならないと解されている。

しかしながら、署名ないし押印があっても、本人による内容の確認がなされておらず、署名押印を冒用したと、見られる場合は、署名ないし押印があっても、有形偽造、すなわち文書偽造罪が成立する。

記載内容の確認がなされているかどうかは、対象となっている文書に内容の正確性が求められるかどうかで異なるところ、裁判所に証拠として提出される書証については、当然のことながら正確性が求められており、当該裁判において重要な事項について内容の虚偽つまり名義人の記憶ないし認識と異なるものがある場合は、文書偽造と解するべきである。

本件告訴・告発の対象となっている陳述書(甲1の1~4)には、正体隠しの勧誘、先祖の因縁の解怨に関する恐怖をいう因縁話、解散要請といった重大な事項に関し、名義人の認識と陳述書の記載に看過できない齟齬があり、それが裁判所に証拠として提出された陳述書であることに照らし、無形偽造ではなく有形偽造ないし名義の冒用があったとみて文書偽造が成立するというべきである。

なお、告訴・告発の対象とした陳述書は、いずれも私文書であり、かつ、有印文書であることから、刑法 159 条 1 項の有印私文書偽造罪が成立する。

第2 各陳述書の虚偽性ないし偽造性について

1 陳述書の際立った傾向

本件事件において、文科省が新たに作成して提出した 123 通の元信者の陳述書には、際立った共通の傾向がある。正体隠しの勧誘、靈感商法に関連する因縁ないし先祖解怨にまつわる因縁話、解散を求める意思表示の3点で

ある。聞き取り調査でその3点が出なかった場合、これを後に加筆・挿入していると見られる。本件告訴・告発の4事案はそのことを浮き彫りにしている。

2 霊感商法と因縁話

告訴人■は、結婚相手を探すために入信したことを告白している(甲2-2)。合同結婚式への参加は、自らの意思に基づくものであることは明らかであり、■名義の陳述にある動機、すなわち先祖の因縁による不安を解消するために参加したという話や、妻から先祖の因縁や地獄に落ちると言われて献金を行ってきたという話は、全くの捏造であった。

そして、■名義の陳述書(甲1-3)にある「娘の病気は先祖の怨念によるので解怨の必要性があるとして、先祖解怨献金をすること…を促されました。」だとか、「娘が…うつ病等の精神病を複数患うほど病んでいました…先祖の靈の因縁が原因ですと説明してきました。」とあり、また、■名義の陳述書(甲1-4)には、「自殺は地獄に行く。」「お兄さんは靈界で苦しんでいます。」「お兄さんを地獄から引き上げることで、家族も幸せになる」等と言われ、「地獄から引き上げるために、…献金をすることに決めました」とある。いずれも、陳述書名義人の意思に反する捏造であることが判明している。

3 解散命令の要求

告訴人■は妻が現在も信仰している家庭連合の解散を望むはずもないが、■名義の陳述書(甲1-1)には、「統一教会は、私を含めた献金をむしり取られた人々に、早急に全額返金して、二度と同じことをしないように解散してもらいたいと願うばかりです」との記載がある。また、告訴人■名義の陳述書(甲1-2)には、「これ以上被害者を増やさないためにも、統一教会には解散してほしいと思っています。」との記載があり、これらはいずれも、陳述書作成者が全く意図しておらず、文科省の担当者らによる捏造であることが判

明している。

前述の「靈感商法と因縁話」と併せ鑑みると、同じような定型パターンがほとんどの陳述書に見られ、そこに捏造があるということは、これが文科省の方針であり、統率者の指示に基づくものであることが見て取れる。加えて、作成担当者が、統率者である上司に陳述書の作成状況を報告し、相談しながら作成することに照らし、文科省文化庁宗務課長の地位にあった被告訴人山田泰造との共謀があったことが高度に推認される。

4 イブとエバ

家庭連合を含むキリスト教系の教団の元信者の陳述書において、エバ(Eve)をイブと陳述書に記載するというあり得ない誤謬があったことについては、令和6年12月12日に実施された [REDACTED] の証人尋問において明らかになった(甲6)。

旧約聖書の創世記に最初の人として登場するアダムに名付けられた人類発の女性の名につき、今日使われている聖書には、いずれも「エバ」と記載されている(甲5-1)。カトリック、福音派などのプロテスタント、ギリシャ正教などの東方教会はもちろん、家庭連合と同じく異端とされているエホバの証人やモルモン教やキリストの幕屋もことごとく Eve を「エバ」と発音する(甲5-2)。すなわち、家庭連合に限らず、キリスト教系の教団に入信したことのある元信者が、「エバ(Eve)」を「イブ」と発音することはあり得ず、読み聞かせ等の確認作業がなされていれば、「イブ」の記載を見過ごすことはあり得ない。

ところが、日本では小説や歌謡曲に「イブ」が使われ、「アダムとイブ」とされることが少くない(郷ひろみの「林檎殺人事件」の歌詞参照)。おそらく英語のイブニング(evening)のスペルをもって「イブニング」と発音していることから来る誤解のようである。

文科省は、本件事件のために元信者名義の陳述書を新たに 123 通作成して証拠提出しているところ、そのうち7通の陳述書において「イブ」が用いられていた。■名義の陳述書、■名義の陳述書、■名義の陳述書が、そのうちの 3 通である。

このことは、「イブ」と記載された 7 通の陳述書が、いずれも元信者からの聞き取りに基づくものとは考えられないことを意味する。おそらくはキリストの実際を知らない担当の文科省職員が捏造したものであることを雄弁に物語っている。

5 陳述書の長大さと文字の小ささ

■名義の陳述書(甲1-2)は、9~10 ポイントという小さいフォントの文字で 34 ページもの長大なものである。9~10 ポイントの小さな文字は、当時 91 歳の高齢であった ■が読むには著しい困難を伴い、34 ページに及ぶ陳述書を自力で読み通せるとは到底思えない。内容の確認をするには 1 ページごとの読み聞かせが不可欠であるところ、これが行われた形跡はない。すなわち、同陳述書は最初から告訴人 ■による内容確認を予定していなかったものと解するほかはない。

同じく、文科省が作成した陳述書はいずれも9~10 ポイントの小さな文字で作成されたところ、これらも署名押印に先立つべき、内容確認のプロセスを予定して作成されたものとは思えない。文科省の職員が勝手に捏造することを予定していたとさえ思える。

6 まとめ

本件告訴・告発は、文科省による証拠の偽造という俄かに信じられない犯罪を告発するものである。その異常性と悪質性は、本件事件を家庭連合の代理人として担当してきた福本修也弁護士の次の総括が妥当する。

曰く、「文科省が、意図的・組織的に虚偽事実を記載した陳述書を捏造したのは、そうしなければ、家庭連合に対する解散命令申立事件を提起することができず、かつ、同裁判で勝てないと同省自身が判断したからにほかならない。証拠を捏造してまで宗教法人の解散命令を申し立てた文科省の罪は極めて重いと言わざるを得ない。しかも、解散命令申立事件の審理の過程で、解散命令の根拠となる証拠とされた陳述書が偽造捏造であったという事実が明らかになった以上、本来であれば、統一教会の慈善団体資格剥奪を求める訴えを 1984 年に提起しながら、国側証人(背教者やディプログラマー)の証言の虚偽性が明らかになって、1988 年に訴えを取り下げた英國政府のように、文科省も潔く本件申立てを取り下げるべきであった」(甲7:「宗教法人解散命令申立てで明らかになった文部科学省の悪質性について」の総括より)。

第3 解散命令請求事件の経緯と現状

文部科学省は、令和5年10月13日、東京地方裁判所に対し、宗教法人法 81 条1項に基づき、家庭連合に対する宗教法人解散命令請求事件を東京地方裁判所に申し立て、同事件は、同裁判所の民事第8部非訟事件係に係属した。

令和6年12月9日、本件第3事件の [REDACTED] 名義の陳述書(甲 H 第18号証)の虚偽に関し、名義人である [REDACTED] を含む2人の証人が出廷し、宣誓の上、証人尋問が実施された。同月12日、同第4事件の [REDACTED] 名義の陳述書(甲 H 第276 号証)の虚偽性に関し、同陳述書の名義人である [REDACTED] を含む3人の証人が出廷し、宣誓の上、証人尋問が実施された。

証人尋問の結果、[REDACTED] 名義の陳述書についても [REDACTED] 名義の陳述書についても、いずれもその内容の重要な点において虚偽であることが判明し、文部科学省が証拠提出した元信者たちの他の陳述書(計123通)の真実性についても怪

しいことが推認される事態となった。

令和 7 年3月13日、本件偽造疑惑につき参議院総務委員会で浜田聰参議院議員(当時)から質問された政府は、非訟事件手続法に基づく非公開手続であるという形式的な理由からコメントを差し控え、偽造の事実を否定しなかった**(甲8)**。

しかるに、令和 7 年 3 月 25 日に発令された民事第 8 部の決定(鈴木謙也裁判長)は、明らかになった陳述書の虚偽性に何ら言及することなく、本件事件が非訟事件であることからか、証拠に基づかない推定論を駆使して文部科学省の請求を認め、家庭連合に対する解散命令を発令した**(甲9)**。家庭連合はこれを不服として抗告し**(甲 10)**、抗告事件は東京高裁第 11 民事部に係属して引き続き審理がなされている。

同部の受命裁判官である南宏幸判事は、本件事件の進行協議期日において一審決定が示談等から不法行為を「推測」する推定論を駆使して事実(解散命令の3要件である悪質性・組織性・継続性)を認定したことに疑問を呈し、非訟事件であっても本件事件では証拠裁判主義が妥当することを宣言し、被抗告人である文科省に更なる証拠提出を促すなどしており、元信者らの陳述書の証拠能力及び証拠価値(真実性・信用性)が改めて争われている。

証 拠 資 料

- 1 甲1の1～4 陳述書(甲H第252号証、甲H第268号証、甲H第18号証、甲H第276号証)
- 2 甲2の1 陳述書(告訴人[REDACTED])
- 3 甲2の2 反証書(告訴人[REDACTED])
- 4 甲2の3 DVD(同上)
- 5 甲3 陳述書(告発人[REDACTED])
- 6 甲4 証人調書([REDACTED])
- 7 甲5の1 聖書(新共同訳・日本聖書教会)
- 8 甲5の2 陳述書(中川晴久牧師)
- 9 甲6 証人調書([REDACTED])
- 10 甲7 宗教法人解散命令申立事件で明らかになった文部科学省の悪質性について(福本弁護士)
- 11 甲8 参議院総務委員会会議録(浜田議員)
- 12 甲9 令和7年3月25日解散命令東京地方裁判所決定
- 13 甲10 抗告状(家庭連合)

附 屬 書 類

- 1 甲号証(写し) 各1通
- 2 証拠説明書 1通
- 3 告訴委任状 2通
- 4 告発委任状 2通

以上